

自立支援医療

これまで障害のある方の医療費は、障害の種類や年齢により負担の割合や計算の仕方が異なりました。

障害者自立支援法の施行により、これが一本化され『自立支援医療費』となり、どの障害の方も医療費の原則1割を負担します。

ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなり過ぎないようにになっています。



【4月以降】

【現在】

精神通院医療（精神保健福祉法）

更生医療（身体障害者福祉法）

育成医療（児童福祉法）

自立支援医療

- 支給認定の手続きを共通化
- 利用者負担の仕組みを共通化
- 指定医療機関制度の導入
- 医療の内容や認定の申請先はこれまでと同じ

自立支援医療の自己負担上限額

区分	対象（同じ医療保険に加入している家族を世帯とします）	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得1	住民税非課税世帯で障害のある方の収入が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない方	5,000円
一般	住民税課税世帯の方	所得や病気の状況により額が変わります

- 所得の低い方以外でも、継続的に相当額の医療費負担がある場合は、上限額が決められています。詳しくはお問い合わせください。
- 18歳未満の方の育成医療は、窓口での支払いが急に多くならないよう経過措置が検討されています。
- 入院している方の食事代は原則自己負担（日額780円）になります。ただし、所得の低い方は減額されます。
- 自立支援医療費の支給は、北海道が指定した『指定自立支援医療機関』での医療が対象です。

※認定の申請先

- (旧) 精神…市（認定は北海道が行います）
- (旧) 更生…市
- (旧) 育成…北海道



障害者自立支援法の説明会を開催します

▶月日・時間・場所・対象

月日	時間	場所	対象
2月8日(水)	10時～12時	婦人センター	登別地区に居住する方
	14時～16時		
	18時～20時		
2月9日(木)	10時～12時	鷺別公民館	鷺別地区に居住する方
	14時～16時		
	18時～20時		
2月10日(金)	14時～16時	登別温泉公民館	登別温泉地区に居住する方
2月15日(水)	10時～12時	しんた21	幌別地区に居住する方
	14時～16時		
	18時～20時		

※当日、直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 高齢・介護・障害福祉グループ (☎ 3732)

室蘭保健所からのお知らせ

～精神通院医療費公費負担患者票をお持ちの方に～

4月から障害者自立支援法が施行されることに伴い、精神通院医療費助成制度が変わります。

新たな制度への移行のため、3月中に『みなし支給認定』のための手続きが必要となります。

該当される方には、すでに室蘭保健所から通知していますが、通知が届いていない方や手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

▶問い合わせ 室蘭保健所子ども・保健推進課 (☎ 299847)